

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱及び会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領の改正について（通知）

国家公務員（非常勤職員）の休暇に関する一部が改正されたこと及び会計年度任用職員の勤務状況等を踏まえ、会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱（令和 2 年 3 月 17 日付け元高教福第 1773 号教育長通知。以下「要綱」という。）及び会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領（令和 2 年 7 月 20 日付け 2 高教福第 520 号教育長通知）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、管内学校長に周知するとともに、適切な取扱いをしてくださいますようお願いいたします。

記

第 1 有給の特別休暇の新設

1 出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）（改正後の要綱第 5 の 1（3）イ、別記第 12 の 2）

（1）休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

（2）対象となる職員

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるもの

イ 6 月以上の任期が定められている職員又は 6 月以上継続勤務している職員

（3）休暇の付与日数

一の年度につき 5 日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては 10 日）を超えない範囲内

（4）休暇の単位

1 日又は 1 時間（当該会計年度任用職員の 1 回の勤務に割り振られた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（5）その他

ア 時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、1 週間当たりの勤務時間によって次のとおりとする。

（ア）週 29 時間以上勤務の者については、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

（イ）週 29 時間未満勤務の者については、1 日に割り振られた勤務時間数（不斉一型の場合は、1 日当たりの平均勤務時間（1 週間当たりの勤務時間を 1 週間当たりの勤務時間を除して得た時間。1 時間未満の端数は 15 分単位で切上げ））とする。

イ 事務手続については、原則として正規教職員に準じた取扱いとする。

2 配偶者の出産休暇(改正後の要綱第5の1(3)エ、別記第12の3)

- (1) 休暇の事由
配偶者の出産
- (2) 対象となる職員
1(2)と同様とする。
- (3) 休暇の付与日数
職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内
- (4) 休暇の単位
1(4)と同様とする。
- (5) その他
1(5)と同様とする。

3 男性職員の育児参加休暇(改正後の要綱第5の1(3)オ、別記第12の4)

- (1) 休暇の事由
男性職員の育児参加(職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)
- (2) 対象となる職員
1(2)と同様とする。
- (3) 休暇の付与日数
職員の配偶者が、職員の分べん休暇の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内
- (4) 休暇の単位
1(4)と同様とする。
- (5) その他
1(5)と同様とする。

第2 分べん休暇の改正(改正後の要綱第5の1(3)ウ)

1 改正内容

- (1) 無給の休暇としていた職員の分べんを、有給の特別休暇に改める。
- (2) 対象となる職員及び休暇の付与日数を次のとおり改める。

現行	改正後
6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が請求した場合出産の日までの請求した期間 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が医師の証明を添えて就業を請求した場合を除く。)	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が請求した場合出産の日までの請求した期間 出産の日の翌日から8週間(多胎妊娠による出産の場合にあっては、10週間)。ただし、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の出産の場合にあっては、10週間

2 その他

施行日前に申出・届出があった改正前の規定に基づく施行日をまたぐ分べん休暇(産前休暇・

産後休暇)は、施行日以降の期間については、有給の休暇となるものであること。

第3 育児時間の改正(改正後の要綱第5の2(2))

配偶者が子を育てることができない場合に、男性職員が育児時間を取得できるよう改める。

第4 給与改定の改正(改正後の要綱第4の4)

- 1 会計年度任用職員の期末手当の支給月数については、正規教職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定率に応じて改定するよう改める。
- 2 この改正に伴い、要綱別記第3任用条件通知書の表中、給与・報酬の欄において、要綱第4の4の「給与改定」の内容を加える。

第5 時間外勤務の上限規制の新設

正規教職員の規定に準じた取扱いとし、勤務時間管理の徹底を図ることを加える。

※ なお、時間外勤務命令は、緊急な職務上の必要が生じた場合等であって、やむを得ず、その所定勤務時間を超えて勤務することを命ずるほかにないときに限られることに留意すること。

第6 その他の改正

様式において押印の見直しを行う。また、その他所要の改正を行う。

第7 施行期日

令和4年1月1日から施行する。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 野崎・恩地

電話：088-821-4903